

かいてき 便り

平成 19 年 12 月 1 日発行

第41号

最近の動向

「社会保障審議会介護給付費分科会が開催されました」
「介護サービス事業の実態把握のためのワーキングチームが開催されました」

お知らせ

「指定の更新を行う事業所の管理者等に更新研修を実施します」
「指定更新申請書を発送しました」
「生活保護法の指定介護機関に更新制度はありません」

社会保障審議会介護給付費分科会が開催されました

最近の動向

さる、11月12日、社会保障審議会第44回介護給付費分科会が開催されました。

「療養病床から転換した介護老人保健施設」としての加算を認める要件として、算定日が属する月の前12月間における新規入所者のうち、医療機関から入所する者が家庭から入所する者の一定倍率以上であること(この要件は平成21年4月から適用する) 算定日が属する月の前3月間において特定の医療処置(経管栄養と喀痰吸引)が行われた者が一定割合以上入所していることの2点が提案されました。また、加算として評価する内容は、入所者全員が等しく受けるサービス(夜間等における看護職員の継続的配置、医薬品費・医療材料費)と入所者によりニーズが大きく異なるサービス(看取りへの対応等)に分けて検討することが示されました。

また、「療養病床から転換した介護老人保健施設」の療養室の面積基準に係る経過措置について、今後検討すべき課題が示されました。

【問い合わせ先】介護保険課介護保険係 TEL 03-5320-4595

介護サービス事業の実態把握のためのワーキングチームが開催

されました

最近の動向

さる、10月30日、11月8日及び11月13日の3回にわたり上記ワーキングチームが開催されました。このワーキングチームは、事業所団体、労働者団体等からヒアリングを行い、介護サービス事業の経営の効率化と、将来を担う中核的な介護労働者の育成、定着率の向上を図るために必要な対応の検討の参考にすることを目的として、社会保障審議会介護給付費分科会の下に設置されたものです。

日本介護福祉士会、日本ホームヘルパー協会、日本労働組合総連合会、「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会、日本在宅介護協会、全国認知症グループホーム協会、全国老人福祉施設協議会、全国老人保健施設協会及び全国訪問看護事業協会の各代表からのヒアリングを行い、厚生労働省からは、論点整理のポイントとして次の各点が示されました。

各事業共通のポイントとして 質が高く効率的なサービス提供を可能とするための職員の雇用形態、男女比、年齢構成のバランス 書類作成など介護サービス以外の業務量の増加 介護労働者の現在の賃金水準決定に影響を与えている要因 キャリアアップに結びつく基準や報酬上の評価の仕組み 介護労働者の定着を図るための措置等労働環境の改善

事業ごとのポイントとして 訪問介護事業におけるサービス提供責任者及び管理者の介護報酬上の評価の可否及び配置基準 施設サービス事業における入所者の重度化の進行に対応するための人員配置など

その他のポイントとして 地方公共団体による実地指導 監査結果の統一性を図るための措置 地方公共団体による制度運用の在り方

【問い合わせ先】介護保険課介護保険係 TEL 03-5320-4595

指定の更新を行う事業所の管理者等に更新研修を実施します

お知らせ

平成20年4月1日から同年9月1日までに指定の更新を行う事業所の管理者等を対象に、利用者へ提供するサービスの質の向上や、法令遵守等、介護事業者に求められる役割について、更新研修を実施します。

平成20年4月1日から同年9月1日までに指定の更新を行う事業所

指定日			指定更新日
平成12年4月1日	平成13年4月1日	平成14年4月1日	平成20年4月1日
平成12年5月1日	平成13年5月1日	平成14年5月1日	平成20年5月1日
平成12年6月1日	平成13年6月1日	平成14年6月1日	平成20年6月1日
平成12年7月1日	平成13年7月1日	平成14年7月1日	平成20年7月1日
平成12年8月1日	平成13年8月1日	平成14年8月1日	平成20年8月1日
平成12年9月1日	平成13年9月1日	平成14年9月1日	平成20年9月1日

平成20年7月1日以降に更新となる介護保険課所管の事業所・施設については、今後、更新手続を順次お知らせします。

【研修に関する問い合わせ】(財)総合健康推進財団 03-3431-7571

【研修会Q & A】東京都介護サービス情報 > 05 事業者指定更新

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kaigo/lib/05_jigyosyasiteikosin/index.html

指定更新申請書を発送しました。

お知らせ

平成12年6月1日、平成13年6月1日、平成14年6月1日に指定を受けた事業所・施設(介護保険課所管)については、指定更新申請書を11月下旬に発送しました。提出期限は、平成20年1月4日です。指定更新申請書に印刷されている内容は、平成19年11月13日時点の審査完了データですので、申請書発行以降に印刷されている内容に変更等があった場合でも、変更届が提出されていれば問題ありません。更新申請書はお早めに提出ください。なお、指定更新申請書が届かない等、指定更新手続についてのお問い合わせは、下記ファックスまたはメールにてお願いします。

問い合わせ様式は、

東京都介護サービス情報・書式ライブラリー > 05 事業者指定更新よりダウンロードできます。

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kaigo/lib/>)

問い合わせ専用ファックス 03-5388-1425

問い合わせ専用メールアドレス ml-19kaigo-koushin@section.metro.tokyo.jp

医療みなしの事業所(131、133、134で始まる事業所番号の事業所)については、指定更新手続は必要ありません。

生活保護法の指定介護機関に更新制度はありません

お知らせ

介護保険法による事業者の指定に加え、生活保護法の介護機関の指定を受けている事業者について、生活保護法に指定更新の制度はありませんので、手続は必要ありません。介護保険法による事業所の指定更新手続を行った場合でも、生活保護法の更新手続は必要ありません。

ただし、指定更新を行わない場合及び欠格事由により更新が認められない事業所は、介護保険法による指定が失効となるため、生活保護法による廃止届を提出する必要があります。

【問い合わせ先】生活福祉部保護課介護担当 TEL 03-5320-4059